

令和3年6月15日

内閣総理大臣
菅 義偉 様

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 由 岐 透

兵庫県神戸市中央区橋通 3-4-1

神戸市立総合福祉センター 2F

TEL 078-371-3930

緊急要望書

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、知的障害をもつ者の福祉増進のための施策推進等ご尽力を賜り知的障害者の家族として感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、厚生労働省等から順次示される事務連絡等を踏まえながら一喜一憂の日々が続いています。私ども知的障害者支援施設を利用する者の家族は、安心を得るよりも強い危機感を持たざるを得ない状況となっております。

つきましては、下記三点の要望をいたしますので、知的障害をもつ我が子らへのご理解、ご尽力を何卒賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症の療養について、状況により施設においてその従事者が利用者の直接支援を行うことを容認し、適切な医療を妨げていることの改善。

感染症法第44条（別紙①）、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条、医師法第17条及び保健師看護師助産師法第5条及び第31条からみれば、施設内療養は、施設従事者が行ってはならない違法行為に当たるのではないかと先行きを懸念します。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部発出の「宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版）」（別紙⑤）によれば、「原則、職員は宿泊軽症者等と対面では対応せず、電話対応が基本」であり、施設内療養の実態から言えば明らかに矛盾する内容となっております。療養者と接するに必要な専門性を持ち合せていない福祉従事者が、法的根拠のないまま、当たり前のように新型コロナウイルス感染症患者である利用者に直接支援することを求めていることに大きな疑問を感じざるを得ません。

又、大きな集団で暮らす生活の場としての入所施設は構造や設備からも完全なゾーニングは不可能であり、利用者の多くが感染防止の留意点を遵守できない状況で感染拡大を防止し、生活の質を落とさずにサービスの継続を行うことは困難であると思われます。利用者の立場からすれば、施設内療養を容認することは非感染者の感染リスクを高め、必然的に感染者の入院治療を含む、安全で適切な医療を受ける権利を奪うことにも繋がります。

2 新型コロナウイルスワクチンの従事者への優先接種の理由を、施設内療養等の陽性者支援を前提としたものとしなさい。

令和3年2月19日（令和3年3月3日一部改正）事務連絡「障害者支援施設等入所者及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」の「4、障害者支援施設等の従事者への接種について」に示された「高齢者である障害者が入所・居住する障害者支援施設等の従事者に早期に接種する理由は、業務の特性として、仮に施設等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ優先順位とされている」とされています。

新型コロナウイルスワクチン接種は、感染予防、発症防止、重症化防止の目的で行うものであり、早期に接種する理由は、障害福祉サービス提供体制の確保にあるものと考えます。

3 利用者のワクチン接種にあたっての意思決定の考え方について。

ワクチン接種時の意思確認において、当会で長年取組んできた意思決定の考え方がいかに脆弱であったかが露呈されています。知的障害をもつ者の家族として、ワクチン接種という命や健康に関わる選択が必要な事案に対し、我が子らの利益、不利益を考えた適切な判断ができないということに少なからず責任を感じざるを得ません。

そのような命に関わる予防接種についての意思確認が困難な者に対する、さらなる具体的な意思確認の仕方についてご教示をお願いします。

以上